



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

所管課（室）名

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（3件）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更
- ・ 漁船損害等補償法に基づく付保義務発生（6件）
- ・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定
- ・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除

障 害 福 祉 課

//

//

漁 業 振 興 課
砂 防 課

//

◎ 公 告

- ・ 土地改良区の定款変更の認可
- ・ 地域森林計画書の公表
- ・ 測量の実施

農 村 整 備 課
林 政 課
建 設 企 画 課

告 示

長崎県告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定した。

令和7年1月14日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
滑石まごころクリニック岩永内科	長崎市滑石五丁目5番24号	令和7年1月1日
医療法人 金子内科医院	佐世保市宮田町3-14	令和7年1月1日

長崎県告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和7年1月14日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日

諏訪薬局東三城店	大村市東三城町190-3	令和7年1月1日
----------	--------------	----------

長崎県告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（訪問看護）として次のとおり指定した。

令和7年1月14日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーション結糸	長崎市緑が丘町1-4-2	令和7年1月1日
佐世保北訪問看護ステーション	佐世保市下本山町432番地1	令和7年1月1日
訪問看護ステーション寧彩	大村市桜馬場2丁目517番地	令和7年1月1日
訪問看護ステーションClamp	大村市古賀島町501-5 コーポ古賀島102	令和7年1月1日

長崎県告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和7年1月14日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	更新年月日
三城薬局	大村市三城町629-1	令和7年1月1日
げんき堂薬局 おおせと店	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷163	令和7年1月1日
やすらぎ薬局 浜町店	長崎市浜町3番20号 浜町くまビル1F	令和7年1月1日

長崎県告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和7年1月14日

長崎県知事 大石 賢吾

	指定医療機関の名称	所 在 地	変更年月日
新	変更なし	大村市松山町631-1-1	令和6年9月10日
旧	C o . c o c o リハビリ訪問看護ステーション	大村市古町2丁目93番地8	

長崎県告示第12号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区

について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年1月14日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

生月加入区

長崎県告示第13号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年1月14日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

佐世保市加入区

長崎県告示第14号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年1月14日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

松浦加入区

長崎県告示第15号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年1月14日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

館浦加入区

長崎県告示第16号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年1月14日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

田平町加入区

長崎県告示第17号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年1月14日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

峰町志多賀加入区

長崎県告示第18号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県央振興局建設部に備え置いて

縦覧に供する。

令和7年1月14日

長崎県知事 大石 賢吾

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種別	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
諫早-(急)-422	諫早市栗面町	急傾斜地の崩壊	警戒区域	公示図書中の図面において表示
諫早-(急)-423	諫早市栗面町	急傾斜地の崩壊	警戒区域	
諫早-(急)-423- 2	諫早市栗面町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
諫早-(急)-504- 3	諫早市栗面町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
諫早-(急)-1236	諫早市長田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域	
諫早-(急)-1423	諫早市真崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域	
諫早(小長井)-(急)-61	諫早市小長井町	急傾斜地の崩壊	警戒区域	
諫早(高来)-(急)-122	諫早市高来町	急傾斜地の崩壊	警戒区域	
諫早(高来)-(急)-122- 5	諫早市高来町	急傾斜地の崩壊	警戒区域	
諫早(飯盛)-(急)-0002	諫早市飯盛町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	

長崎県告示第19号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、平成22年長崎県告示第393号、平成23年長崎県告示第375号、平成24年長崎県告示第853号、平成25年長崎県告示第1014号及び平成31年長崎県告示第229号で土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、同法第7条第6項及び第9条第8項の規定により、指定を解除する。

なお、その公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県央振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和7年1月14日

長崎県知事 大石 賢吾

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種別	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
諫早-(急)-422	諫早市栗面町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の図面において表示
諫早-(急)-423	諫早市栗面町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
諫早-(急)-504- 3	諫早市栗面町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
諫早-(急)-1236	諫早市長田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	

諫早-(急)-1423	諫早市真崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
諫早(小長井)-(急)-61	諫早市小長井町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
諫早(高来)-(急)-122	諫早市高来町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
諫早(高来)-(急)-122-5	諫早市高来町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
諫早(飯盛)-(急)-0002	諫早市飯盛町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

公 告

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和6年3月19日総会議決）を認可した。

令和7年1月14日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 竜尾川土地改良区
認可年月日 令和7年1月6日

地域森林計画書の公表（公告）

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により対馬地域森林計画をたて、並びに同条第5項の規定により長崎北部、長崎南部及び五島壱岐の各地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により当該計画書を次のとおり公表する。

令和7年1月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 森林計画区の名称

長崎北部森林計画区（佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵郡及び北松浦郡の各一円）

長崎南部森林計画区（長崎市、島原市、諫早市、大村市、西海市、雲仙市、南島原市及び西彼杵郡の各一円）

五島壱岐森林計画区（五島市、壱岐市及び南松浦郡の各一円）

対馬森林計画区（対馬市一円）

2 公表する場所

長崎市尾上町3番1号 長崎県農林部林政課（長崎北部、長崎南部、五島壱岐及び対馬の各森林計画区）

諫早市永昌東町25番8号 長崎県県央振興局農林部森林土木課（長崎北部及び長崎南部の各森林計画区）

島原市城内1丁目1205番地 長崎県島原振興局農林水産部林務課（長崎南部森林計画区）

佐世保市木場田町3番25号 長崎県県北振興局農林部林業課（長崎北部森林計画区）

五島市福江町7番1号 長崎県五島振興局農林水産部林務課（五島壱岐森林計画区）

壱岐市石田町石田西触1290番地 長崎県壱岐振興局農林水産部農林整備課（五島壱岐森林計画区）

対馬市厳原町国分1441番地 長崎県対馬振興局農林水産部林業課（対馬森林計画区）

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県北振興局長から公共測量（用地測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年1月14日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
佐世保市横手町	令和7年1月6日から 令和7年3月26日まで

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
二二一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田
田
宏
リ
ン
ト
弥